

日本語学校つくばスマイル 返金規程

(目 的)

第1条 この規定は、日本語学校つくばスマイル（以下「本校」という）が、入学を許可したものに關する納付金等（以下「納付金等」という）の返金に關する事項について、定めるものとする。

(返金方法)

第2条 納付金等の返金は、原則、学期ごとに行う。

2 納付金等の返金は、生徒本人もしくは経費支弁者、または仲介機關である各国送り出し機關を通して行う。

3 納付金等の返金の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。

(返金処理)

第3条 返金する場合は、次の各項に従って処理するものとする。

(1) 在留資格認定申請書類提出後に入学辞退した場合

「在留資格認定証明書」の交付、不交付に関わらず、選考料は返金しない。

(2) 「在留資格認定証明書」交付後で納付金等支払い前に入学辞退した場合には、選考料は返金しない。

(3) 「在留資格認定証明書」交付後に納付金等を支払ったが、授業開始前に入学を辞退した場合

1) 選考料及び入学金は返金しない。

2) 「在留認定許可書」及び「入学許可書」の返却が確認された後に、残りの納付金等は返納する。その際、事務手数料として 30,000 円（税抜）を控除する。

3) 入寮を希望していた場合は、入居準備費・管理費は納入しなければならない。

(4) 入国査証（ビザ）を取得した後、来日以前に入学を辞退した場合

1) 選考料及び入学金は返金しない。

2) 「旅券に添付された査証に取消印のあるページ」の複写の提出及び「入学許可書」の返却が確認された後に、残りの納付金等は返金する。その際、事務手数料として 30,000 円（税抜）を控除する。

3) 入寮を希望していた場合は、入居準備費・管理費は納入しなければならない。

(5) 日本大使館・領事館から入国査証（ビザ）発給が拒否された場合

1) 選考料及び入学金は返金しない。

2) 「旅券に記載された在留認定不許可」の複写の提出された後に、残りの納付金等は返金する。その際、事務手数料として 30,000 円（税抜）を控除する。

3) 入寮を希望していた場合は、入居準備費・管理費は納入しなければならない。

(6) 留学ビザを使用して来日し、入学前に入学辞退する場合

1) 帰国する場合、選考料および入学金は返金しない。入学許可書の返却および帰国する航空機に關する情報が提示された後に、残りの納付金等は返金する。その際、事務手数料として 30,000 円（税抜）を控除する。

2) 他校への進学（他の日本語教育機關を除く）をする場合、返金は、①本校入学前に学生本人が取得した在留カードが無効となったことを本校が確認したとき、または、②生徒

本人が日本国内の学校に進学することを本校が特別に許可したときに限り行う。返金を希望する生徒は、本校の指示に従い、「日本国内の進学先の学生証」その他本校が指示する書類を提出しなければならない。

- 3) 入寮を希望していた場合は、入寮費及び1ヶ月分の家賃及び定められた光熱費等は納入しなければならない。

(7) 来日が遅れた場合

未受講分の授業料は返金しない。また、入寮を希望していた場合、来日の有無にかかわらず予定していた居住期間分は納入しなければならない。

(8) 退学届が提出された場合

- 1) 退学届が受理された場合であっても、入学後6ヵ月分の納付金等は理由の如何を問わず返金しない。残りの納付金等は、授業を受けていない学期(3ヶ月)単位で授業料を返金するが、その際、事務手数料として30,000円(税抜)を控除する。
- 2) 他校への進学をする場合、返金は、①本校入学前に生徒本人が取得した在留カードが無効となったことを本校が確認したとき、または、②生徒本人が日本国内の学校に進学することを本校が特別に許可したときに限り行う。返金を希望する生徒は、本校の指示に従い、「日本国内の進学先の学生証」その他本校が指示する書類を提出しなければならない。ただし、他の日本語教育機関への転校は進学に含まれず、返金対象からは基本的に除外する。
- 3) 在留資格変更をする場合、出入国在留管理庁から交付された新しい在留資格が、学校で確認されたときに限り行う。

- (9) 強制送還された場合や除籍処分、ならびに学則第19条にもとづく懲戒処分を受けた者には、納付金等は返金しない。

- (10) 天災等、本校の責めによらない事由により長期間授業ができない場合であっても、納付金等は返金しない。

(事務手数料)

第4条 事務手数料とは、法務省出入国在留管理庁への報告文書作成代および報告時の通信費、これに関わる人件費、帰国確認等にかかる通信費、クラス編成や授業担当教員手配にかかる人件費等をいう。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、校内における審議および記録を経て、校長が行う。

附則

1. この規程は令和5(2023)年4月1日から施行する。
2. 令和7(2025)年9月1日 改訂
3. 令和8(2026)年4月1日 改訂